

日本・メルコスールEPA交渉に関する要請

令和8年6月24日

国民民主党

去る6月16日、高市早苗内閣総理大臣と南米南部共同市場（メルコスール）の対日調整国であるブラジルのルーラ大統領が会談し、経済連携協定（EPA）交渉の開始を確認する共同声明が発出された。

しかし、本交渉は、これまで農業者をはじめ国民に対して、その必要性を含め丁寧な説明や情報提供が不十分なまま確認されたもので、唐突感が否めない。

メルコスールは、世界有数の穀物・食肉供給国のブラジルを筆頭に、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ、ボリビア等から成る南米の地域経済統合体であり、域内人口は約3億人、GDP総額は約3兆ドルという巨大市場である。

今般、重要鉱物やエネルギーを豊富に有する同地域との経済関係の強化は、昨今の国際情勢の大きな変動の下、重要資源の特定国への依存低減に向けた取組として、我が国の経済安全保障の確保のために、極めて重要であることは理解できる。

しかしながら、食料安全保障の観点からみれば、これまでの累次にわたる2国間や多国間での関税引き下げ交渉の影響もあり、我が国の農業生産基盤は弱体化の一途を辿っており、今般のメルコスールとのEPAは、我が国農業、ひいては食料安全保障の確保に大きな打撃となりかねない。

とりわけ異常気象の頻発化等を背景に、食料安全保障の強化に向け、これまで以上に自国での食料供給力の強化が求められている今こそ、多様な農業者を含むすべての農業者が安心して再生産できる環境の構築に向けた取組が求められており、諸外国とのEPA交渉には、より慎重に臨む必要がある。

よって、メルコスールとのEPA交渉に当たっては、以下の事項に万全を期するよう、政府に対し強く求める。

1. 政府は、米、麦、牛肉・豚肉、乳製品及び甘味資源作物の重要5品目については、甚大な影響を及ぼすおそれがあることから、十分な配慮を確実にし、関連する国家貿易制度、豚肉の差額関税制度及び糖価調整制度を堅持すること。
2. 鶏肉については、ブラジルが世界有数の輸出国であり、我が国の輸入においても大きな割合を占めていることを踏まえ、国内生産に重大な影響を及ぼさないよう、関税削減・撤廃の対象から除外すること。
3. 交渉に当たっては、我が国の農林水産業が一方的に犠牲となることがあってはならない。政府は、「守るべきものは守る」との基本方針を明確にし、国内農林水産業の再生産、地域経済及び食料安全保障を損なわないよう十分配慮すること。
4. 交渉に当たっては、我が国の農林水産物・食品の輸出拡大にも資するよう、相手国側の関税・輸入規制の緩和又は撤廃を求めること。
5. 動植物検疫は科学的原則に基づいて行われるものであることから、検疫水準の引下げや科学的根拠を欠く検疫措置の譲歩は行わないこと。また、食品安全基準についても我が国の制度及び国民の安全・安心を損なう譲歩を行わないこと。
6. 政府は、交渉開始前及び交渉の各段階において、農林水産業、地域経済及び食料安全保障への影響について十分な分析及び評価を行い、その内容を公表すること。
7. 政府は、交渉の各段階において、国会及び農林水産業関係団体に対し、交渉内容及び農林水産業への影響について適時かつ丁寧な情報提供及び説明を行うこと。
8. 仮に交渉の結果として国内農林水産業に影響が生じる場合には、再生産が可能となる万全の国内対策を講ずることをあらかじめ明確にすること。

以上